

## 令和4年度鳥取県美術展覧会広報業務委託プロポーザル評価要領

### 1 審査会の設置

#### (1) 審査会の名称

鳥取県公募型プロポーザル方式受注者選定等審査会（令和4年度鳥取県美術展覧会広報業務委託プロポーザル審査会）

#### (2) 構成人数

5名以内（県職員以外の学識経験者2名を含む。）

#### (3) 審査員の役割

審査員は、2の（4）に定めるプレゼンテーション方式による審査会に出席して審査を行うほか、審査終了後、審査結果の確認、公表方法に関する協議を行う。

### 2 審査概要

#### (1) 対象業務

令和4年度鳥取県美術展覧会広報業務

#### (2) 業務目的

鳥取県美術展覧会（「以下、県展」という。）は、広く県民から美術作品を募り、優れた作品を展示し、観賞機会を提供することで、美術、文化の振興に寄与することを目的として実施しているものである。

当該事業の目的を果たすため、多様な媒体を活用して、令和4年度鳥取県美術展覧会にかかる作品募集、展覧会開催内容を広く県民に周知し、興味・関心を高める広報業務を行う。

#### (3) 業務内容

令和4年度鳥取県美術展覧会に係る広報業務（作品募集、展覧会告知、県展に関し県民の関心を高めるもの）

#### (4) 審査の進め方

あらかじめ提出された企画提案書、提案者からのプレゼンテーション及び質疑応答をふまえた審査を行う。実施方法は以下のとおりとする。

##### ア 日時・会場

6月下旬～7月上旬（予定）に鳥取市内で実施 ※詳細は参加者に別途通知します。

##### イ 審査の流れ

(ア) 同日、審査開始の15分前までに到着し、審査方法等の確認を行う。

(イ) プレゼンテーションは一提案につき15分以内（厳守）とし、プレゼンテーション終了後、審査員は15分間の質問を行うことができる。

(ウ) 全プレゼンテーション終了後、速やかに得点を集計し、審査員の確認を受け、順位を確定する。

(エ) 審査結果（点数及び順位以外の部分）の公表方法に関し、審査会で協議の上決定する。

### 3 評価方法

- (1) 提案書の評価は、審査会において、あらかじめ提出された企画提案書、プレゼンテーション及び質疑応答の内容により、各審査委員が評価要領に基づき審査項目を個別に評価採点し、その点数を合計する方法により、最も高い得点を獲得した者から順位を付けるものとする。また同時に順位点の方法（各審査員の評価採点により付けられた順位をそのまま点数とし、その点数の合計の値の低い方から提案者の順位を付ける方法）による採点を行うものとする。ただし、これらの方法による順位の結果が異なる場合は、順位点の方法による順位を優先し、

